

令和5年度三島市立北小学校いじめ防止等の基本方針

1 いじめを根絶するための学校の目標

すべての子供が「明日も学校へ行きたい」という思いをもち、安心して学校生活を送ることができるよう、全職員で「いじめ根絶」に向けて取り組む。

2 いじめに対する本校の基本的な考え方

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」（いじめ防止推進法第2条）であり、起こった場所は学校の内外を問わず、判断はいじめられた児童の立場に立って行うものとする。

これらのいじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、どの児童にもどの学校にも起こり得ると考え、学校、家庭、地域が一体となって、継続的にいじめ防止等に取り組むことが重要である。

本校では、校長のリーダーシップのもと、すべての児童が安心して学習およびその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努めていくものである。

そこで、本校全教職員はいじめ問題について以下の基本的な認識をもつものとする。

- ① いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくく、判断しにくい形で行われる。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の様態により犯罪行為として取り扱う。
- ⑥ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 取り組みの基本

- ① 豊かな人間性をはぐくむ教育の充実を図る。
- ② 早期発見、早期対応に努める。
- ③ 学校全体で組織的に対応する。
- ④ 保護者、関係機関との連携を図る。
- ⑤ 継続的な心のケアに努める。

4 いじめ問題対策委員会

(1) 目的

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため

(2) 委員会

「いじめ対策委員会」

月一回開催する。

「臨時いじめ対策委員会」

必要に応じて、開催する。

(3) 委員

いじめ対策委員会…校長、教頭、主幹教諭、学年主任、生徒指導主任、養護教諭
必要に応じて(学級担任 SC SSW)

臨時いじめ委員会…いじめ対策委員、当該学級担任、
必要に応じて(SC SSW)

(4) 取り組みの内容

- ・いじめ対策の体制整備及び取組・進捗状況の確認・定期検証
- ・教職員の共通理解と意識啓発、研修の実施
- ・いじめの状況把握及び分析
- ・いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- ・いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- ・いじめを行った児童に対する指導及び支援
- ・いじめを行った児童の保護者に対する助言
- ・専門的な知識を有する関係者等との連携
- ・三島市教育委員会の判断によって、重大事態の調査等
- ・その他いじめ防止に関わること
- ・いじめ解消のポイント
 - ① 少なくとも3ヶ月以上は見届けをする。
 - ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

5 いじめ防止対策

ねらい

- ・いじめの未然防止のために、全教職員が一致団結して取り組む。
- ・いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の心身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・傍観者の立場にいる児童にもいじめているのと同様であることを指導する。
- ・学校内だけでなく、関係機関等と協力をして解決にあたる。
- ・いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

- ・いじめの取り組み記録の保管や引き継ぎを確実に行う。
- ・いじめの事実確認や指導等の対応を行うとともに、その結果を三島市教育委員会に月1回報告する。

(1) いじめ未然防止の具体的な取り組み

① 内容

- ・豊かな人間性をはぐくむ教育の充実
- ・生命や人権を尊重する心の育成
- ・道徳性や倫理観の育成
- ・正義感や規範意識の醸成
- ・自主性や協調性の育成
- ・判断力や自浄力の育成

② 取り組みの場

- ・道徳教育(道徳の授業・全教育課程を通して)
- ・学級活動(高学年による読み聞かせ・生活や学習のルール)
- ・委員会活動(北小の一員としての自覚を高め、自分たちの力で問題を解決する)
- ・クラブ活動(集団づくりと主体的な活動の実践)
- ・児童会活動(あいさつ運動・一年生を迎える会・六年生を送る会等)
- ・学校行事や校外学習(運動会・遠足・修学旅行・自然教室・地域巡り・北っ子祭等)
- ・総合的な学習の時間(自然や地域、社会や人々との関わりを大切にする学習)

(2) いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

① 内容

- ・全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより小さな変化を見逃さない感覚を身に付ける。「児童がいるところには、教職員がいる」ことを心がける。
- ・定期的実施する学年部会やいじめ対策委員会で気になる児童の情報を共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。また、欠席や遅刻・早退の多い児童に対し、教職員の初期対応について共通化を図った取り組み(電話や家庭訪問等)を実施する。
- ・様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談やスクールカウンセラーとの面談で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ・毎月の「学校生活に関するアンケート」と面談・教育相談により、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- ・実践的な態度を養う道徳教育の改善を推し進める。

(3) いじめへの組織的な対応

① 北小学校地域いじめ問題対策委員会

- ・いじめ防止に地域と協力して取り組むため、学校やPTA会長、学校運営協議員等による「北小学校地域いじめ問題対策委員会」を設置する。定例の委員会は、年度始めと年度の終わりに開催し、必要に応じて臨時招集する。

② いじめ対策委員会

- ・児童の情報交換を月1回行い、対応について話し合う。

③ 生徒指導情報交換

・週1回の打ち合わせや定例の職員会議の中で、各学年から児童の現状や指導の経過について情報交換し、全教職員で情報を共有する。

④ 家庭や地域、関係機関と連携

・いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。
・学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、他の機関のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

6 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（自殺を企画、身体に重大な傷害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発症等）や、相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、児童や保護者からいじめられて重大事故に至ったという申立てがあったときは、三島市教育委員会の指導・助言のもと、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、三島市教育委員会に速やかに報告する。尚、学校は教育委員会からの判断を待つことなく、早期にいじめに対応する。
- ② 三島市教育委員会から調査主体と調査組織の判断を受ける。
 - ・ 学校が主体となる場合は、「北小いじめ問題対策委員会」が調査にあたる。ただし、必要に応じて、特別の利害関係を有しない第三者で当該重大事態の性質に応じて適切な専門家等が組織に加わり、当該調査の公平性・中立性を確保する。
 - ・ 学校主体の調査では十分な結果を得られない場合や、学校教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、三島市教育委員会の附属機関「三島市いじめ問題対策委員会」が調査にあたる。「北小いじめ問題対策委員会」はその調査に協力する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ・ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合う。
- ④ いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切かつ正確に提供する。
 - ・ 調査より明らかになった事実関係について、情報を適切に関係者に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）する。
 - ・ 関係者の個人情報に十分配慮する。
 - ・ 調査に先立ち、得られたアンケート結果は、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを調査対象の在校生や保護者に説明する。
- ⑤ 調査結果を三島市教育委員会に報告する。尚、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

7 その他

- (1) いじめ防止基本方針の取り組み評価である三島市学校自己評価「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」や本校学校評価の機会を使って、アンケートを実施し、その結果を踏まえて、いじめ防止等対策の取り組みが適切に行われたかを検証する。
- (2) 基本方針策定に当たっては、保護者や地域の方々に意見を求めたり、児童の意見を取り入れたりする。また、本校教職員全員が意識や理解を共有する機会とする。
- (3) いじめ対応の流れ(別添)
- (4) いじめ対策の年間計画(別添)
- (5) 関係機関と相談窓口(別添)
- (6) 令和4年度 三島市立北小学校 いじめ防止基本方針の概要(別紙)

令和5年度北小いじめ対策の年間計画

月	担当	取組内容
4	生徒指導部 全職員 全職員	<ul style="list-style-type: none"> ・5年度いじめ問題対策基本方針等の立案 ・5年度いじめ問題対策基本方針等の検討 ・5年度いじめ問題対策基本方針等の共通理解
5	担任 いじめ問題対策委員(夕打ち後) 担当(教育相談日①)	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート ・いじめの実態把握と不登校児童への対策 ・児童との教育相談
6	担任 いじめ問題対策委員(運営委員会) 担当(教育相談日②) 全職員(職員会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート(このごろ調べ) ・いじめの実態把握と不登校児童への対策 ・児童との教育相談 ・特別な支援が必要な子の情報共有
7	担任 いじめ問題対策委員会(夕打ち後)	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート ・いじめの実態把握と不登校児童への対策
8		
9	担当(教育相談日③) 担任 いじめ問題対策委員会(運営委員会) 全職員(職員会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童との教育相談 ・いじめアンケート ・いじめの実態把握と不登校児童への対策 ・情報共有と各学年からの報告
10	担任 いじめ問題対策委員会(運営委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート ・いじめの実態把握と不登校児童への対策
11	担任 いじめ問題対策委員会 全職員(職員会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート(このごろ調べ) ・いじめの実態把握と不登校児童への対策 ・情報共有と各学年からの報告
12	担任 いじめ問題対策委員会(運営委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート ・いじめの実態把握と不登校児童への対策
1	担任 いじめ問題対策委員会 全職員(職員会議) 生徒指導部 全職員(学校評価会議)	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート ・いじめの実態把握と不登校児童への対策 ・情報共有と各学年からの報告 ・今年度のいじめ対策の反省と評価
2	全職員(学校評価会議) 担任 いじめ対策委員会(職員会議後)	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度のいじめ問題の方針と対策の確認 ・いじめアンケート ・いじめの実態把握と不登校児童への対策
3	担任 いじめ対策委員会(夕打ち後) 全職員	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート ・いじめの実態把握と不登校児童への対策 ・次年度への引き継ぎ

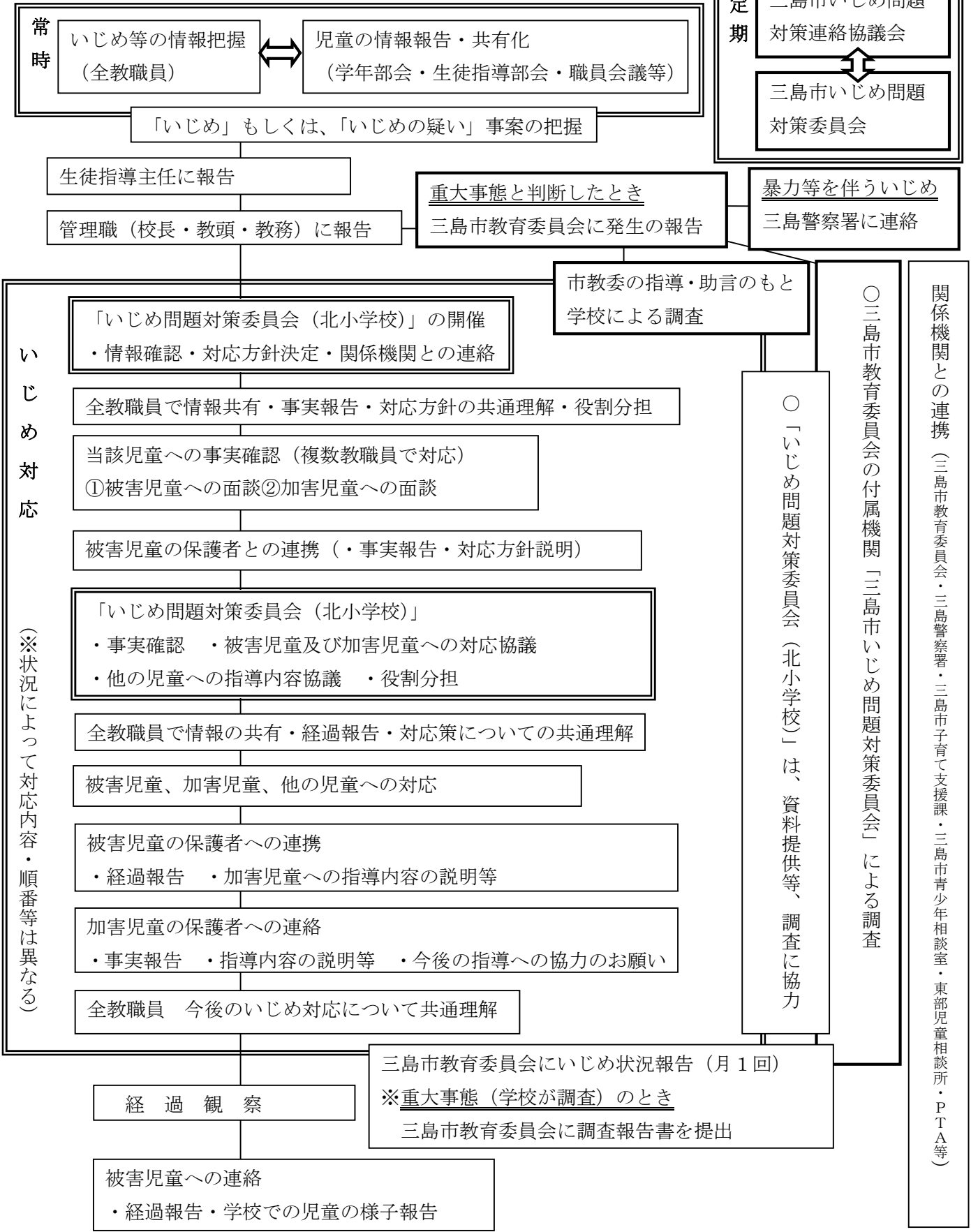
定期的な取組	<ul style="list-style-type: none">・常設の教育相談(保護者と教職員)・道徳教育の充実・児童の一日の振り返りや学校生活向上のための話し合い(児童会・学級活動)・月1回のいじめアンケートの実施・いじめ対策委員会での情報交換・集約・職員会議での児童についての情報交換・月例報告(問題行動・不登校・いじめ)
--------	--

別紙

いじめ対応の流れ

三島市

学校



※該当児童への面談等の記録 (担任・担任外等)
 ※事案への対応記録、いじめ問題対策委員会の協議内容等記録 (生徒指導主事主任)